

高齢者運転免許自主返納サポート事業

「自分の運転に自信がなくなった」「家族に免許返納をすすめられている」「車がないと出かけられなくなってしまふ」・・・そのような不安を少しでも解消できるよう、外出をサポートします。

問い合わせ／自治振興課防犯・交通担当（内線3115）

サポート

①

「フラワー号」無料乗車証を交付

※1年間有効(更新はできません)

運転免許証の自主返納を促し、高齢者による交通事故の減少及び公共交通機関の利用促進を図ることを目的としています。平成30年度は128人に交付、延べ2024回の利用がありました。



免許証自主返納で



フラワー号無料乗車証(1年間有効)を交付

運転免許証を自主返納した

はい

いいえ

次のすべてにあてはまりますか？

- 市内在住である
- 平成29年4月1日以後に自主返納した
- 自主返納したときに70歳以上だった
- 自主返納したときに免許センターで交付された「申請による運転免許の取消通知書」を持っている

いいえ

フラワー号無料乗車証交付の手続きはできませんが、市内に住民登録がある70歳以上の方は、タクシーを低料金で利用できる「ひなちゃんタクシー」の登録ができます。
→サポート②参照

はい

フラワー号無料乗車証交付の手続きができます

申込み 自治振興課又は両支所地域グループ ※代理申請不可

必要書類

- ① 運転経歴証明書(※)や健康保険証など、本人及び住所が確認できる書類
 - ② 運転経歴証明書などの顔写真付きの書類
 - ③ 「申請による運転免許の取消通知書」
- ※運転経歴証明書は、運転免許センターで交付申請できます(有料)

サポート

②

デマンド交通「ひなちゃんタクシー」が利用できます

- タクシーを利用して自宅から公共施設、病院などへ低料金で移動できる公共交通です(※70歳以上の方などが対象)
- 事前に登録してください。登録手続きには、健康保険証などの生年月日及び住所の分かる書類が必要です
- 詳細は公共施設にある「ひなちゃんタクシーご利用案内」をご覧ください

💡 ひなちゃんタクシーを利用する際に運転経歴証明書を提示すると利用料金が200円引きになります

冬の全国交通安全運動 「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

問い合わせ／自治振興課防犯・交通担当（内線3115）

年末は、人や車の動きが慌ただしくなり、交通事故の多発が懸念されます。交通事故防止の徹底を図りましょう。

運動期間／12月1日(日)～14日(土)

- 運動重点／
- 飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止
 - 子供と高齢者の交通事故防止
 - 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

